

令和3年度「市民との協働による地域づくり支援補助」の対象事業

を募集します。

★「市民協働地域づくり活動枠」(ソフト事業) 予算枠:2,000万円

【対象事業】

「地域づくり」や「まちづくり」等の地域の社会的な課題に、地域住民や地域の自治組織が主体的に参画して、取組む事業。

(例) 地域活性化のためのイベント、地域ぐるみの美化作業や花の植栽事業、
地域住民が防災意識を高めるための講習会、地域の伝統文化を守るための人材育成等

【補助金の決定方法】

地域ごとに事業選定組織を設置し、地域の皆様が自ら事業の選定を行い、補助率と補助金の額を決定します。

【地域区分と予算】

ソフト事業の2,000万円について、各地域に均等割りで1,600万円(1地域400万円)を配分し、人口割として400万円を令和3年1月1日時点の人口を基準に配分します。

地域名	基本割	人口割	合計
二本松	4,000,000	30,913人@73.24=2,264,000	6,264,000
安達	4,000,000	11,831人@73.24=867,000	4,867,000
岩代	4,000,000	6,232人@73.24=456,000	4,456,000
東和	4,000,000	5,640人@73.24=413,000	4,413,000
	16,000,000	54,616人@73.24=4,000,000	20,000,000

★「安全安心で住みよいまちづくり枠」(ハード事業) 予算枠:2,000万円

【対象となる事業】

市民生活の安全、安心の向上や地域活性化のため、地域が自ら管理を行っている施設等の整備を行う事業。

(例) 市の管理が及ばない生活道路、地元管理公園の整備、
防災、減災、交通安全等施設の整備、観光地整備、史跡整備、地域活動拠点の整備
1件あたり10万円以上の備品購入事業(自治会で利用する除雪機や非常用発電機等)

【補助金の決定方法】

関係部課長で構成する庁内委員会において選定します。

※ソフト事業、ハード事業ともに、令和3年4月1日以降に着手し、令和4年3月31日までに完了できる事業とします。

※選定委員会において補助率を定め、補助金額を決定します(補助金の上限は100万円)。ハード、ソフト事業ともに、原則、最大補助率は80%とし、一定の自己負担を求めます。

※集会所関係の補助は、最大で事業費の50%とします(補助申請件数が多い場合は、補助率が下がることがあります)。

※集会施設の経年劣化による修繕は補助対象外とします(屋根塗装や畳替えなど)。

★補助対象外事業

【ソフト、ハード共通で補助対象としない事業】

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反する事業
- (3) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業、経費
- (4) 飲食経費やふるまい、懇親会に要する経費
- (5) 地域振興の観点から事業効果が不明瞭と認められる事業
- (6) 事業外への流用が容易である備品等の整備（レンタル等により対応ください。）
- (7) その他社会通念上、公費の支出がふさわしくない事業、経費

【ハード事業で補助対象としない事業】

- (1) 市が管理すべき認定市道の整備や道路管理地内の側溝整備
- (2) 市が管理すべき公園等施設の整備
- (3) 集会施設の経年劣化による修繕（屋根塗装や畳替え等）

※他の補助制度に該当する場合には、既存の補助を優先活用ください。

（防犯カメラ設置費補助等）

補助対象外経費の例

テレビ・パソコン・プリンタの購入、料理教室の食材、生け花教室の花代、慰労会、懇親会等経費
ユニフォーム・法被・衣装購入経費

集会所の経年劣化による修繕（畳替え、屋根修繕、外壁修繕、クロス、フロアの張替え）

神社・仏閣・忠魂碑又はそれに付随する施設・敷地内整備、市が管理すべき市道や公園等の整備

■補助対象となる団体

- (1) 行政区等の自治組織やその連合体
- (2) 市民主体の地域づくり団体
- (3) 市民主体の特定非営利活動法人
- (4) 市長が特に補助金の交付が適当であると認める団体

■応募方法

事業を実施したい団体は、事業実施箇所の支所地域振興課（二本松地域は各住民センター）に「市民との協働による地域づくり支援事業計画書」を提出してください。

（市ウェブサイトの様式等があります。）

■事業の公表

補助金の交付決定を受けた補助対象団体は、事業の内容・結果等について、できる限り公表するように努めなければなりません。新聞社等に取材依頼を行い、積極的に記事を掲載するよう努めてください。

■応募締切り

令和3年5月31日(月)までに、ご提出ください。

■問い合わせ

生活環境課生活防災係	電話	55-5102
安達支所地域振興課	電話	23-9024
岩代支所地域振興課	電話	65-2800
東和支所地域振興課	電話	66-2506
秘書政策課	電話	24-7120